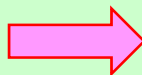


# 青森県保健医療計画（へき地医療部分）の中間見直しについて （見直しに係る方針）

資料4

## 1 基本的な考え方

現行の青森県保健医療計画（H30～R5）は令和2年度中に中間見直しが必要（医療法第30条の6）



新型コロナウイルス感染症対策が最優先されることを踏まえ、**へき地医療部分は**県の状況変化や国の動向による**最小限の見直し**  
※感染症対策については、県全体で別途検討すべきものとして整理

## 2 中間見直しの内容

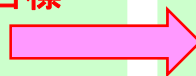
### ① 県の状況変化による見直し

**へき地医療拠点病院として新たに青森県立中央病院を指定**（令和2年2月19日）

### ② 国の動向による見直し

**国の「へき地医療体制構築に係る指針」に新たな数値目標・指標が追加**（いずれもへき地医療拠点病院）

- ・主要3事業（巡回診療、医師派遣、代診医派遣）の年間実績が合算で12回以上の医療機関の割合... 100%
- ・必須事業（上記主要3事業及び遠隔医療による支援）の実施回数が年間1回以上の医療機関の割合... 100%



## 3 中間見直しの方法

事務局で中間見直し案を作成



11月頃に地対協委員へ  
送付・内容確認



医療計画部会へ  
中間見直し案を提示

## 4 今後の流れ

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地対協 （書面開催）	事務局で中間見直し案作成		中間見直し案 を委員へ送 付・確認	医療計画 部会に 中間見直し案 を提示		パブコメ ↓ 地対協で 最終案報告	医療審議会で 進捗状況報告、 諮問、答申